



令和6年10月25日

広島大学法科大学院創立 20 周年記念講演会 「担保法の改正」の開催について

情報提供

広島大学法科大学院は、来る 11 月 2 日（土）に、創立 20 周年記念講演会として、東京大学大学院法学政治学研究科・法学部教授の沖野 眞已氏をお招きし、下記の次第にて、法科大学院講演会「担保法の改正」を開催します。

沖野氏は、昭和 62 年に東京大学法学部を卒業、平成 8 年に米国・ヴァージニア大学ロースクールを修了後、学習院大学教授、法務事務官、一橋大学教授などを歴任されました。また、現在、法制審議会担保法制部会で議論が進む「担保法制の見直し」について、同部会の委員として議論を主導していらっしゃいます。

法学についてより深く知っていただける機会ですので、一般の方々の多くのご参加をお待ちしております。

記

日 時：令和 6 年 11 月 2 日（土） 15 時～17 時

場 所：広島大学東千田キャンパス 東千田未来創生センター3 階 M303 講義室
（広島市中区東千田町 1-1-89：広島電鉄「日赤病院前」下車、徒歩 5 分）

講 師：沖野 眞已（おきの・まさみ）氏
（東京大学大学院法学政治学研究科・法学部教授）

主 催：広島大学法科大学院

定 員：120 人

- ※ 参加費は無料です。また、事前申込は不要です。どなたでもご参加いただけます。
- ※ 駐車場サービスはございませんので、公共の交通機関でお越しください。
- ※ キャンパス内は全面禁煙です。喫煙スペースはございません。

◎担保法改正について

近年、不動産担保（抵当権）や個人保証への過度の依存から脱却し、新たな資金調達・融資手法を確立する必要性が指摘されています。

現在、法務省の法制審議会担保法制部会では、不動産以外の財産を対象とした担保制度の抜本的改正が議論されています。動産や債権を中心に、しかしそれにとどまらない、株式、特許権や著作権等の知的財産権、信託受益権などといった、広範な財産に対する約定担保法制の整備が課題とされています。この改正により、資産の柔軟な活用と資金調達の拡充や、日本経済の国際競争力向上が期待されます。

【お問い合わせ先】

広島大学東千田地区支援室
Tel : 082-542-7014

発信枚数：A4版 2枚（本票含む）



広島大学法科大学院 創立20周年記念講演会



2024年

11月2日（土） 15時～17時

（質疑応答を含む）

広島大学東千田キャンパス（広島市中区東千田町1丁目1-89）

広島大学東千田未来創生センター3階 M303講義室

（広島電鉄「日赤病院前」下車 徒歩5分）

※駐車場サービスはございませんので、公共の交通機関でお越しください。

担保法の改正

講師 沖野 眞巳氏

東京大学大学院法学政治学研究科・法学部 教授

現在、法制審議会担保法制部会で議論が進む「担保法制の見直し」について、同部会の委員として議論を主導する沖野眞巳教授をお招きして開催します。

講師略歴

1987年 東京大学法学部卒業（法学士）

1987年 東京大学法学部助手

1990年 筑波大学社会科学系専任講師

1993年 学習院大学法学部助教授

1996年 米国・ヴァージニア大学ロースクール修了（LL.M.）

1999年 学習院大学法学部教授

2002年 法務事務官（法務省民事局総務課法務専門職（法専門官））・法務省民事局付

2004年 学習院大学専門職大学院法務研究科（法科大学院）教授

2007年 一橋大学大学院法学研究科教授

2010年 東京大学大学院法学政治学研究科教授 現在に至る

予約不要

主催：広島大学法科大学院

お問合せ 082-542-7014

広島大学東千田地区支援室



広島大学